

後期高齢者医療制度のお知らせ

■保険料決定通知書を送付

保険料決定通知書を7月中旬に発送します。

なお、保険料は、原則、老齢基礎年金などの受給額から差し引きます。年金受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替などで納めます。

■保険料のしくみ

保険料は、図1のとおり、加入者全員が均等に負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額の合計額です。

■所得に応じて保険料を軽減

均等割額の軽減は表1、所得割額の軽減は表2のとおりです。「会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料を軽減」制度に加入する前日まで会社の健康保険など(国民健康保険、国民健康保険組合を除く)の被扶養者であったため自分で保険料を納めていなかった方は、所得割額が無料になるほか、均等割額が加入から2年を経過する

月まで5割軽減されます。

■新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ

保険料の免除または減額をする制度があります。

詳しくは、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

市ホームページはこちら▼



■医療費の自己負担割合を変更

医療費の自己負担割合が1割の方のうち、次のすべてに該当する方は、10月1日から自己負担割合が2割になります。

詳しくは、後期高齢者窓口負担割合コールセンター☎0120-002179に問い合わせるか、「広報あきしま」6月1日号9ページをご覧ください。

*同じ世帯に、住民税課税所得が28万円以上の後期高齢者医療被保険者がいる

*年金収入とその他の合計所得金額が200万円(同じ世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上いる場合は合計320万円)

以上いる場合は合計320万円)

図1 後期高齢者医療制度の保険料の計算

$$\text{保険料 (限度額66万円)} = \text{均等割額 (年額 4万6400円)} + \text{所得割額}$$

▼所得割額の計算

$$\left(\begin{array}{l} \text{給与所得、雑所得} \\ \text{(年金など)、配当} \\ \text{所得、一時所得な} \\ \text{どの合計額} \\ \text{※退職所得を除く} \end{array} \right) \times \text{所得} \times \text{税率} \\ \left(\begin{array}{l} \text{地方税法に定め} \\ \text{る基礎控除額} \\ \text{(合計所得金額が} \\ \text{2400万円以下の} \\ \text{場合は43万円)} \end{array} \right) \times \text{所得} \times \text{税率} \\ \text{賦課のもととなる所得}$$

*賦課のもととなる所得とは、保険料の計算のもととなる所得です。

表1 均等割額の軽減

世帯主と被保険者全員の総所得額	軽減割合
43万円+(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円 以下	7割
43万円+(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円+28万5000円×被保険者数 以下	5割
43万円+(年金・給与所得者の合計数-1)×10万円+52万円×被保険者数 以下	2割

*65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得から更に高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

表2 所得割額の軽減

被保険者本人の賦課のもととなる所得金額が20万円までの方が対象です。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円まで	5割
20万円まで	2.5割

*賦課のもととなる所得金額の計算は、図1のとおりです。

新しい後期高齢者医療被保険者証を送付

現在交付している保険証の有効期限は7月31日です。

新しい保険証は7月中旬に送付します。この保険証の有効期限は9月30日です。

なお、自己負担割合の変更に伴い、10月1日から使用できる保険証を、9月中旬に送付します。
☆詳しくは、後期高齢者医療係へ。

有効期限に気を付けてください



ちかっぱー

以上である
限度額適用・標準負担額減額認定証を送付
 世帯全員が住民税非課税の場合に、申請により交付されます。入院時の食事代と、保険適用の医療費の自己負担分が減額されます(申請した月の初日の世帯状況で判定し、申請した月の初日まで遡って認定)。

たに必要な方は、市役所後期高齢者医療係へ申請してください。
医療費の自己負担割合が3割の方にも条件により限度額適用認定証を交付
 同じ世帯の後期高齢者医療被

保険者全員の住民税課税所得が690万円未満であれば、申請により認定証を交付します。
 必要な方は、市役所後期高齢者医療係へ申請してください。
 ☆詳しくは、後期高齢者医療係へ。